岩手県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定医療機関が次のとおり診療所又は薬局を廃止した。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
津田歯科医院	奥州市前沢字三日町新裏131番地	令和８年５月30日
あけぼの薬局	紫波郡紫波町日詰字下丸森65番地２	令和８年５月31日
おおはさま薬局	花巻市大迫町大迫第13地割８番地11	〃
ＫＯＢＡＹＡＫＡＷＡ　ＤＥＮＴＡＬ　ＣＬＩＮＩＣ	花巻市桜町四丁目234番地１	令和８年６月５日
かっし歯科医院	釜石市甲子町第10地割１番地10	令和８年６月20日
三浦医院	花巻市若葉町二丁目５番21号	令和８年６月30日